平成２３年（フ）第３６７号
埼玉県春日部市下蛭田429番地３　小川ハイツ202号、旧住所埼玉県春日部市豊町５丁目19番地４　ボヌールⅡ―301
債務者　小池　宏幸
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目515番地１、旧住所千葉県流山市東初石３丁目103番地の160
債務者　熊谷　裕行
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
埼玉県草加市中根２丁目９番24号　ハマノハイツＶ―101号、旧住所埼玉県草加市稲荷２丁目11番５―502号
債務者　荻野　一博
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
埼玉県本庄市見福２丁目19番21号　レジデンス石橋202
債務者　酒井　仁美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２１号
千葉県東金市田間1437番地４
債務者　藤本　光則
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２号
千葉県銚子市笠上町6008番地の１　伊東アパートＥ号
債務者　加瀬　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６６号
福岡県豊前市大字八屋2256番地10
債務者　高野　待子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
群馬県高崎市箕郷町矢原412番地９
債務者　朝岡有紀子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９３３号
堺市西区浜寺石津町東４丁５番46―505号
債務者　嶋内　美穂（旧姓月見）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６１号
堺市中区深阪2373番地４　ベルハイム泉ヶ丘107号
債務者　成岡　廣志
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９６号
福岡市早良区飯倉５丁目16番62号
債務者　今村　文代
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５４号
福岡市西区下山門団地２番507号
債務者　土器　尊弘
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１６号
福岡市西区下山門団地１番305号
債務者　山本　　優
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１１号
仙台市太白区中田３丁目１番17号　第２守アパート202
債務者　鎌田　敏明
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
宮城県塩竈市母子沢町１番２―408号　市営新玉川住宅みちのく棟
債務者　板橋　修弘
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１６号
宮城県塩竈市清水沢２丁目27番36号
債務者　品川　友美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
金沢市中村町16番14号　ジーベンドライ205号室、従前の住所大阪府羽曳野市古市６丁目27番10号
債務者　上田　利明
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで金沢地方裁判所